

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第42回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

### 1 日時

平成26年9月24日（水）午前10時

### 2 場所

大阪高等裁判所第6会議室

### 3 出席者

（委員）大島忠郁，河内鏡太郎，小佐田潔，三井誠（委員長），山田庸男

（庶務）竹口大阪高裁総務課長，植田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）北川大阪高裁事務局長

### 4 議題

- (1) 第63回及び第64回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

### 5 議事

- (1) 第63回及び第64回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
  - 庶務から，第63回及び第64回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について報告した。

- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について

- 裁判官及び検察官が有している情報については，従前と同様に，一般的な情報収集として，任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所，検察庁等に対し情報収集の依頼をすることとされた。

弁護士等が有している情報については，従前と同様に，任官候補者から提出のあった担当事件リストの相手方代理人に，また，弁護活動をよく知る者からの情報については，任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所，氏名等を記載した書面の提出を求めた上で，それらの者に，それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者に関する情報収集の在り方について

○ 従前と同様に、指名候補者の現任庁に対応する検察庁，弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。その際，次のような発言があった。

- ・ 今回の情報収集の方法について異論を挟むわけではないが，4月以降の異動者に関する情報収集について，現任庁に対応する弁護士会等のみに対するもので有益な情報を収集できるのか疑問である。より広く有益な情報を収集する趣旨から，前任庁に対応する弁護士会等からも情報収集をすることが相当ではないか。

これまでも議論されてきたところではあるが，前回の議論（第30回（平成23年9月13日））から3年が経過しており，制度趣旨に沿った情報収集が可能となるよう見直しをすべく検討を継続すべきではないか。

- ・ 短期間であっても，弁護士が裁判官と事件処理を通じて接する機会は多いので，問題のある裁判官であれば，有益な情報が集まるのではないか。従前どおりの情報収集の方法でよいと思う。
- ・ 第27回（平成22年11月8日）及び第30回（平成23年9月13日）の当委員会で審議した結果にもあるとおり，裁判官の独立への影響やプライバシーの保護とのバランスをとる必要もあり，従前どおりの情報収集の方法で十分ではないか。

○ 従前と同様に，情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務（総務課長）宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

(4) 日程その他

○ 次回の地域委員会は，11月4日（火）午前10時から開催されることとなった。また，情報の受付期間は10月24日（金）までとされ，寄せられた情報については，あらかじめ各委員が閲覧できるよう，庶務において準備し，次回の地域委員会で情報を取りまとめ，中央の委員会に報告することとなった。

以 上